改正後		改正前	
別表第１（第１条、第２条、第３条、第４条関係） 事故等に基づく措置基準		別表第１（第１条、第２条、第３条、第４条関係） 事故等に基づく措置基準	
措置要件	期間	措置要件	期間
１～３　（略） （契約違反）		１～３　（略） （契約違反）	
４　市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、第２項に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当したために契約に違反し、市発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から	４　市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、第２項に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当したために契約に違反し、市発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
（１）～（５）（略）		（１）～（５）（略）	
（６）　過失により個人情報の漏えい（記録された媒体の紛失を含む。）の事故を生じさせたとき。		（新設）	
ア　特定個人情報を含む情報漏えいの事故	３か月		
イ　その他の事故（注４）	１か月		
５・６　（略） （安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故）		５・６　（略） （安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故）	
７　市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために建設工事等関係者に死亡者	当該認定をした日から	７　市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために建設工事等関係者に死亡者	当該認定をした日から

又は重傷者（注５）を生じさせたと認められるとき。 （１）　死亡者を生じさせたとき。 （２）　重傷者を生じさせたとき。	 ４か月 ２か月
８　一般建設工事等の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から ２か月
９　（略）	

又は重傷者（注４）を生じさせたと認められるとき。 （１）　死亡者を生じさせたとき。 （２）　重傷者を生じさせたとき。	 ２か月 １か月
８　一般建設工事等の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から １か月
９　（略）	

別表第２（第１条、第２条、第３条、第４条関係

不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
（贈賄） １　入札参加資格者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴をされたとき。 （１）（略） （２）　市内の他の公共機関（注６）の職員 （３）（略） ２・３　（略） （補助金の不正受給を目的とした不正行為） ４　業務に関し、入札参加	逮捕、書類送検又は起訴を知った日から ９か月 逮捕又は書類

別表第２（第１条、第２条、第３条、第４条関係

不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
（贈賄） １　入札参加資格者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴をされたとき。 （１）（略） （２）　市内の他の公共機関（注５）の職員 （３）（略） ２・３　（略） （補助金の不正受給を目的とした不正行為） ４　業務に関し、入札参加	逮捕、書類送検又は起訴を知った日から ９か月 逮捕又は書類

資格者等が、補助金等（注７）の不正受給を目的とした不正行為により、次に掲げる事業等（補助事業等（注８）又は間接補助事業等（注９））に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第２９条若しくは第３０条又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 （１）・（２）（略） （暴力団関係）	送検を知った日から		資格者等が、補助金等（注６）の不正受給を目的とした不正行為により、次に掲げる事業等（補助事業等（注７）又は間接補助事業等（注８））に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第２９条若しくは第３０条又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 （１）・（２）（略） （暴力団関係）	送検を知った日から
５　警察の確認、通報等により、次の各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。 （１）（略）	当該認定をした日から		５　警察の確認、通報等により、次の各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。 （１）（略）	当該認定をした日から
（２）　入札参加資格者が、暴力団員を相当の責任の地位にある者（注１０）として使用し、又は代理人として選任していること。 （３）～（５）（略） （建設業法違反行為）	６か月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで		（２）　入札参加資格者が、暴力団員を相当の責任の地位にある者（注９）として使用し、又は代理人として選任していること。 （３）～（５）（略） （建設業法違反行為）	６か月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
６　建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当したために、市発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認	当該認定をした日から		６　建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当したために、市発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認	当該認定をした日から

められるとき。 （１）　入札参加資格者等が、次に掲げる建設工事等に関し、建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 ア・イ　（略） ウ　近畿府県の区域内（注１１）の一般建設工事等 エ　（略） （２）・（３）　（略） （不正又は不誠実な行為） ７　入札参加資格者等が、不正又は不誠実な行為をし、次の各号のいずれかに該当したために、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （１）～（４）　（略） （５）　別表第１並びに第１項から前項まで及び第１号から前号までに掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等において、業務関連法令（注１２）に重大な違反（注１３）をしたとき。 ア・イ　（略） ８　（略）	８か月 当該認定をした日から
められるとき。 （１）　入札参加資格者等が、次に掲げる建設工事等に関し、建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 ア・イ　（略） ウ　近畿府県の区域内（注１０）の一般建設工事等 エ　（略） （２）・（３）　（略） （不正又は不誠実な行為） ７　入札参加資格者等が、不正又は不誠実な行為をし、次の各号のいずれかに該当したために、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （１）～（４）　（略） （５）　別表第１並びに第１項から前項まで及び第１号から前号までに掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等において、業務関連法令（注１１）に重大な違反（注１２）をしたとき。 ア・イ　（略） ８　（略）	８か月 当該認定をした日から

（注１）～（注３）　（略）	（注１）～（注３）　（略）
（注４）　その他の事故とは、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成２８年個人情報保護委員会規則第３号）第４３条第１号、第２号又は第４号の規定に該当し、市が個人情報保護委員会に報告することとなった事故をいう。	（新設）
（注５）～（注１３）　（略）	（注４）～（注１２）　（略）

附　則

この訓令は、令和８年１０月１日から施行する。